

# 豚熱、アフリカ豚熱をめぐる情勢と今後の対応

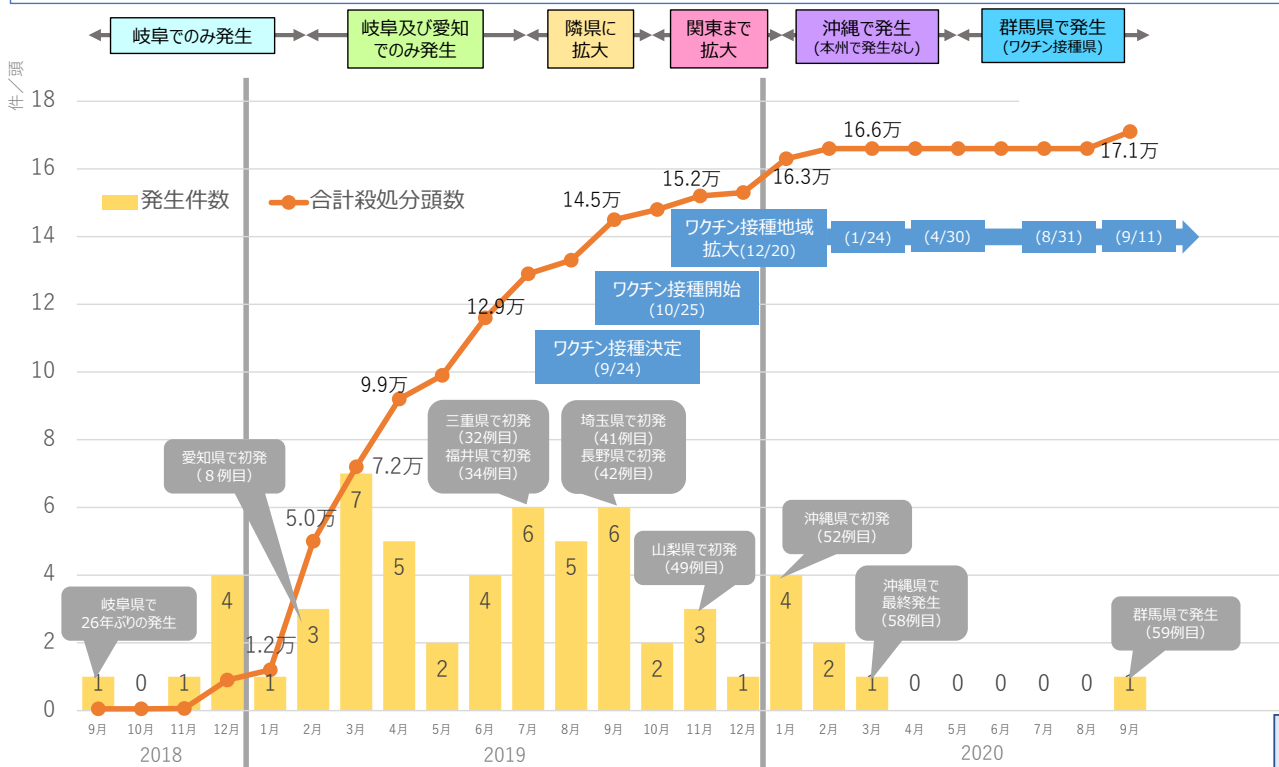
～豚熱発生から2年を受けて～

令和2年10月2日

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

## CSF (豚熱) 発生の経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県及び群馬県の9県で計59事例発生し、これまでに約17.1万頭を殺処分（一部見込み）。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 9月26日、ワクチン接種県である群馬県で発生。



# CSF 清浄国について

## 清浄国とは

- **OIE**（国際獣疫事務局）が、特定疾病（口蹄疫、BSE、CSF等）の清浄性に係る状況を、加盟国・地域の申請に応じ、専門家が評価した上で総会で採択し、**当該国・地域の清浄ステータスを公式に認定**。
  - 清浄国のステータスを維持するためには、OIEコードに規定された**清浄国の要件を継続的に満たす必要**。
  - 我が国のCSFに係るステータスは、**2007年4月から清浄国**であった（※）が、2018年9月の国内での発生を受け、一時停止（※最長2年）となり、**2020年9月3日に清浄国のステータスを消失**した。
- ※ CSFのステータスの公式認定は2015年から開始（それまでは自己清浄化宣言）。

## 清浄国の要件

- 過去12ヶ月間、飼養豚で**CSFの発生がない**
- 過去12ヶ月間、飼養豚への**ワクチン接種が行われていない**（マーカーワクチンを除く。）
- 過去12ヶ月間、飼養豚で**サーベイランスが実施**されている
- 感染野生イノシシが国内にいる場合、**飼養豚と野生イノシシの群が適切な措置により分離**されている 等

## 日本のCSFステータスに係る経緯

### CSF清浄化・清浄性維持

- ・ 戦後最多の発生（66年）
- ・ 最終発生（92年12月）
- ・ ワクチン中止（06年4月）
- ・ アジアで唯一の清浄国（07年4月～）

ポイント

- ・ イノシシに侵入なし
- ・ 生産者の努力
- ・ ワクチンコスト低減
- ・ 清浄化後は非清浄国からの輸入解禁要請に対して優位な立場

### CSF再発～ステータス消失

- ・ 26年ぶりの再発（18年9月）
- ・ ステータス一時停止（18年9月～20年9月）
- ・ ワクチン接種開始（19年10月）
- ・ ステータス消失（20年9月）

ポイント

- ・ イノシシに侵入、ワクチン面的接種
- ・ 現在の輸出相手国への影響なし
- ・ 非清浄国からの輸入解禁要請（台湾）

## 清浄国ステータス取得のメリット

- ・ **新たな輸出先**（米国・EU）の開拓
- ・ 非清浄国からの**輸入解禁要請に対して優位な立場**

※なお、ステータス取得・維持に向けた取組は**アフリカ豚熱（ASF）対策**にも通じるもの。また、最終的にワクチン接種が不要な状態になれば、ワクチン接種に係る**コストの低減**にも繋がる。

2

# CSF 清浄国への道筋

## 1 感受性動物対策

野生イノシシにおけるCSF撲滅前にワクチンの接種終了の判断は困難。

そのため、ステータスの早期再認定のためには、通常のワクチンからマーカーワクチンに切り替える方法あり。

## 2 飼養豚－野生イノシシ遮断対策

ワクチン接種の有無に関わらず、飼養豚を野生イノシシから遮断（隔離）することが最善策。

そのため、飼養衛生管理基準の遵守徹底による遮断を目指す。

## 3 野生イノシシ対策

野生イノシシにおけるCSF撲滅に向け、捕獲強化を継続。

経口ワクチンについては、有効性とサーベイランス調査結果を踏まえて、適切に散布する必要。

CSF撲滅後においても、サーベイランスは一定頻度で継続。

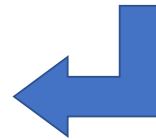
3

# ゾエティス社（米国）のCSFマーカークワチンの評価結果について

ワクチンに求められる要件		ゾエティス社製の試験結果
通常のワクチン (①+②)	①有効性 効果があること	○
	②安全性 安全であること	○
マーカークワチン (①+②+③)	③識別性 マーカークワチン接種豚と 野外株感染豚が識別できる こと	×

防疫面で支障を来たすことから現場では使用できない。

国産のCSFマーカークワチンの開発を開始



4

## ①野生イノシシ対策

### (1) サーベイランスの強化 CSF ASF

- 平成30年9月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。**
- 令和元年9月には、飼養豚でのCSF感染が関東まで拡大したことを受け、**CSF陽性が確認されている県に隣接する13都府県**において、サーベイランス強化区域を設定。現在、抗原検査及び血清抗体検査の実施等を全都道府県に通知し、**サーベイランス体制を更に強化。**

### (2) 捕獲の強化 CSF ASF

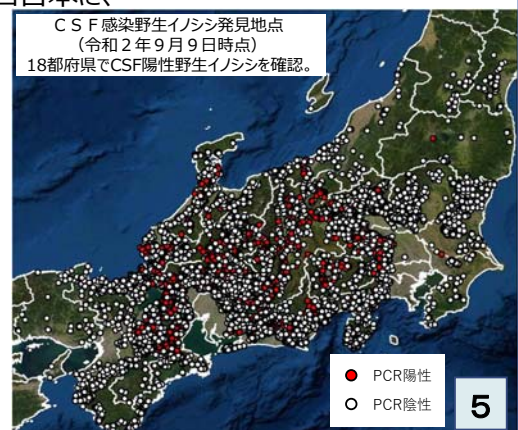
- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、**CSF陽性が確認されている県及びその隣接県27都府県**に「**捕獲重点エリア**」を設定。
- 猟銃の効果的な活用、わな設置数の増加を行うことで、**野生イノシシの捕獲を強化。**

### (3) 経口ワクチン散布 CSF

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。その後、野生イノシシにおける感染確認状況を踏まえ、東日本・西日本に、**重点的にワクチンを散布する防疫帯を構築。**防疫帯内でも、ウイルス濃度低減のための散布を継続。
- 現在、CSF陽性が確認されている県及びその隣接県27都府県のうち、沖縄県、福島県、宮城県及び山形県を除く**23都府県で約60万個の経口ワクチンを散布。**
- 自衛隊ヘリコプターを活用した空中散布実証実験を経て、**空中散布マニュアルを作成し、民間企業説明会を開催。**

### (4) 法改正等の対応 CSF ASF

- **サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け**（令和3年4月施行）。



5

## ①野生イノシシ対策（参考）

### CSF 経口ワクチン空中散布

#### ○ 実証実験

令和元年11月28日、人の立ち入りが困難である急峻な山岳地帯に生息する野生イノシシに対する経口ワクチンの散布方法として、陸上自衛隊第12旅団の協力を得て、自衛隊ヘリコプターを活用した空中散布の実証実験を実施。

#### ○ 空中散布の実施（自衛隊ヘリコプター活用）

- ① 栃木県(日光市)
  - ・ 令和元年12月20日
  - ・ 約5,000haに約2,500個を散布
- ② 栃木県(日光市、佐野市)
  - 群馬県(沼田市、桐生市、富岡市、甘楽町、下仁田町)
  - ・ 令和2年4月15、16日
  - ・ 約8,000haに約4,000個を散布

#### ○ 手引き作成・説明会開催

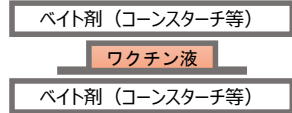
自衛隊ヘリコプターを活用した空中散布の実施を経て、「空中散布の準備と実施の手引き」を作成。令和2年7月29日、民間企業説明会を開催。

### CSF 経口ワクチンの国産開発

#### ○ レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業

- ① 事業実施期間：令和2年度～令和4年度
- ② 委託先：農研機構、共立製薬、県立広島大
- ③ 事業実施期間中に、ワクチン株の開発、国内での使用に適したベイト剤等の開発及び試作経口ワクチンの効果確認の実施を想定。

<経口ワクチンの構造>



#### ○ 国産開発に向けた課題等

- ① 注射によるワクチン接種に比べ、ワクチンを口から飲ませる(経口投与)だけでは効果が出ない。  
※ 経口投与で効果を出すためには、注射による接種よりも多くのウイルス量が必要。
- ② 扁桃への感染を容易にするためには、口の中に長く留まり、咀嚼回数が増えるベイト剤の開発が必要。
- ③ 国内のイノシシは、現行のトウモロコシよりも米ぬかを使ったベイト剤をよく食べる可能性あり(捕獲やワクチン散布の際には米ぬかを使って誘引)。

6

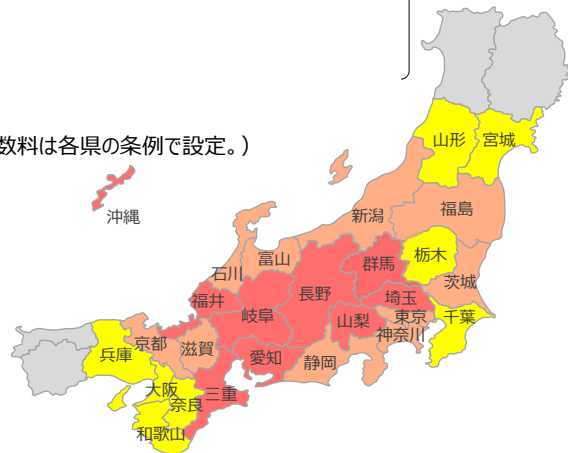
## ②感受性動物対策

### (1) 予防的ワクチン接種 CSF

- 令和元年9月、関東へのCSF感染の拡大を受けて、予防的ワクチンの接種を決定。
- 同10月、CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針を改訂し、同指針に基づき、12県をワクチン接種推奨地域に指定。その後も、野生イノシシにおける感染確認状況を踏まえ、随時、ワクチン接種推奨地域の見直しを行い、現在、27都府県をワクチン接種推奨地域に指定。

【令和元年10月に指定】	岐阜、愛知、三重、福井、長野、富山、石川、滋賀、群馬、埼玉、山梨、静岡
【令和元年12月に指定】	新潟、栃木、茨城、千葉、東京、神奈川、京都、奈良
【令和2年1月に指定】	沖縄
【令和2年4月に指定】	兵庫、大阪、和歌山
【令和2年8月に指定】	福島
【令和2年9月に指定】	宮城、山形

- 都道府県が予防的ワクチン接種プログラムを策定し、面的に、全頭に予防的ワクチン接種を実施。(自治事務。手数料は各県の条例で設定。) 福島県、宮城県及び山形県を除く24都府県において、ワクチンの初回接種を終了。
- 今後も、ワクチン接種推奨地域については、野生イノシシにおける感染状況を踏まえつつ、定期的に見直しを検討していく方針。



飼養豚陽性発生県：赤色  
 【9県】(飼養頭数 1,580,640頭(全国の17.3%))  
 野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) オレンジ色  
 【18都府県】(飼養頭数 1,759,620頭(全国の19.2%))  
 飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 オレンジ色 黄色  
 【27都府県】 (飼養頭数 3,983,390頭(全国の43.5%))

7

### (2) 法改正等の対応 ASF

- 飼養豚あるいは野生イノシシにおいて、ASF感染が確認された場合、原則として、発生農場あるいは野生イノシシ確認地点を中心とした半径500mから3km以内の農場の飼養豚の予防的殺処分を家伝法に位置付け。(議員立法で先行措置。令和2年2月施行)

### ③感染経路遮断対策

#### (1) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底 CSF ASF

- 農場を囲い込む野生動物侵入防護柵の設置等の野生動物侵入防止対策の義務付けや、エコフィードの加熱の厳格化のため、飼養衛生管理基準を改正。
- 生産者にもわかりやすいガイドブック等を用い、新たな基準を周知。
- 改正飼養衛生管理基準は、令和2年7月1日に施行。ただし、一部については猶予期間を設けており、野生動物侵入防護柵の設置義務は令和2年11月1日、エコフィードの加熱基準は令和3年4月1日に施行予定。



#### (2) 法改正等の対応 CSF ASF

- 飼養衛生管理基準の遵守に係る**是正措置の拡充**。
  - ・ 農場に飼養衛生管理に係る**責任者を選任**。【令和2年7月施行】
  - ・ **指導等指針（国策定）、指導等計画（都道府県策定）**の制度を創設。【令和3年4月施行】
  - ・ **都道府県知事**が家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで**緊急に勧告・命令が行えるよう措置**。併せて、当該措置については**国が都道府県知事に対し実施すべき旨を指示できる対象事務に追加**。【令和2年7月施行】
  - ・ **都道府県知事**は、飼養衛生管理基準の遵守に係る**命令違反者を公表**できるよう措置するとともに、**国は、都道府県の飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表**できるよう措置。【令和2年7月施行】
  - ・ 飼養衛生管理に関する**罰則を強化**。【令和2年7月施行】

8

### ③感染経路遮断対策

### エコフィード加熱基準の引上げ

#### (1) エコフィード加熱基準の引上げ CSF ASF

- 世界的には、**食品循環資源利用飼料（エコフィード）**が**ASF・CSFの発生原因の1つ**とされており、利用を禁止している国も多い中で、我が国においては、**食品循環資源利用のバランスを考慮し、加熱基準を国際基準である「攪拌して90℃60分以上、またはこれと同等以上の効果を有する加熱処理」に整合させて、利用を継続**することとした。

飼料安全法	家畜伝染病予防法
<b>【成分規格等省令】</b> (肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉と接触した可能性があるものを原料・材料とする飼料は) ・ <b>攪拌しながら90℃60分以上又はこれと同等以上の加熱処理を行うこと</b> ・加熱処理の記録の作成・保管を行うこと ・加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講じること	<b>【施行規則：飼養衛生管理基準（豚及びいのしし）】</b> ・肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料安全法成分規格等省令に基づき、適正に処理が行われたもの（ <b>攪拌しながら90℃60分以上又はこれと同等以上の加熱処理・加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう措置が講じられているもの</b> ）を用いること ・処理が行われていないものは、衛生管理区域内に持ち込まないこと

#### (2) 施設の導入支援 CSF ASF

- 事業者（飼料製造業者・農家）が行う加熱施設の導入・整備等を支援（補助率1/2）。

#### (3) 農家における対応状況（令和2年9月現在） CSF ASF

- 対象となる農場：358農場（※）  
 既に対応済み **260農場**、対応に向けて調整中 **84農場**、現時点で未対応（指導中）**14農場**  
 ※ 肉を取り扱う事業所等からの食品循環資源を活用している農場。

9